

発生抑制及び再使用の推進について

(1) 「循環型社会形成推進地域計画」における容器包装廃棄物に係る発生抑制及び再使用の推進

現状・問題点

3Rの一層の進展に係る国際的な気運の高まり、また、国内における循環型社会構築に向けた国民意識の高まりを受け、循環型社会形成推進交付金制度が創設され、本年度より実施されている。

当該交付金の申請に際しては、廃棄物の発生抑制・再使用等の取組を盛り込んだ循環型社会形成に関する地域計画を策定することとなっている（資料3の1）。

対応の方向

循環型社会形成推進に関する地域計画の策定に際し、容器包装廃棄物の発生抑制・再使用等の推進に係る具体的な方策（例えば、リターナブル瓶やレジ袋対策）も当該計画に位置付け、取組を進めていくことが有効である。

検討課題

市町村が「循環型社会形成推進地域計画」に位置付けるべき、容器包装廃棄物の発生抑制・再使用等の推進に関する事項としては、どのようなものが考えられるか。（記載事項として考えられる例）

- ・ 容器包装廃棄物の排出量の削減目標
- ・ レジ袋削減のためのマイバッグ運動等の普及啓発活動の実施
- ・ 庁舎・関連施設における容器包装の発生抑制・再使用等の率先行動の実施

地域計画を策定した市町村は、発生抑制・再使用等の推進に関する事項として地域計画に記載されたものについて、進捗状況を把握し、その結果を公表することが望ましいのではないか。

現行の容器包装リサイクル法上、市町村分別収集計画において「容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」を定めることとなっているが、これを充実させることにより、全国の市町村に対して発生抑制・再使用等の取組を求めていくことが可能ではないか。

こうした計画を策定するに当たっては、地域の事業者や住民の参加を求め、関係者の十分な連携の下、発生抑制・再使用等の取組を進めることが適当ではないか。

「容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」として市町村が定める事項としては、どのようなものが考えられるか。

(記載事項として考えられる例)

- ・ 容器包装廃棄物の排出量の削減目標
- ・ レジ袋削減のためのマイバッグ運動等の普及啓発活動の実施
- ・ 庁舎・関連施設における容器包装の発生抑制・再使用等の率先行動の実施

現在、市町村分別収集計画は都道府県知事に提出することとされているが、各市町村が市町村分別収集計画を公表することにより、市町村の取組に対する住民の関心が高まり、市町村の発生抑制・再使用等の取組の更なる進展が期待できるのではないか。また、これにより、発生抑制・再使用等の実施に関する市民や事業者との協働の促進につながるのではないか。

さらに、市町村分別収集計画の「容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」等について、市町村はその進捗状況を定期的に把握し、その結果を自ら公表すべきではないか。

【参考】

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

(市町村分別収集計画)

- 第八条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、三年ごとに、五年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。
- 2 市町村分別収集計画においては、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み
 - 二 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
 - 四 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 - 五 分別収集を実施する者に関する基本的な事項
 - 六 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
 - 七 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項
- 3 市町村分別収集計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めるとともに、当該市町村が廃棄物処理法第六条第一項の規定により定める一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。
- 4 市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村分別収集計画の提出を受けたときは、市町村に対し、分別収集の実施に関する助言その他必要な援助をすることができる。

(2) 市町村による家庭ごみの有料化を活用した容器包装廃棄物の排出抑制・分別排出の推進

現状・問題点

本年2月の本部会による意見具申においては、一般廃棄物の排出量を抑制するため、「国が方向性を明確に示した上で、地域の実情を踏まえつつ、有料化の導入を推進すべきと考えられる」との報告を行った。

また、容器包装廃棄物の排出量の削減に当たり、消費者の果たす役割が現状では十分でなく、経済的な負担を課すこと等により、より大きな役割を果たすべきと考えられる。

対応の方向

本年2月の意見具申に沿って、一般廃棄物の有料化を一層推進していくことが必要である。

容器包装廃棄物の排出抑制を推進する観点からは、市町村による家庭ごみの有料化に際し、容器包装廃棄物についても有料化すべきではないかとの意見がある。ただし、その際には、容器包装廃棄物について、他の家庭ごみよりも低い額を設定することにより、分別排出を推進する観点からの配慮が必要である。

なお、市町村において、容器包装廃棄物に対し、家庭ごみよりも低い額による有料化を行う場合には、消費者による分別排出の徹底はもちろんのこと、分別排出された容器包装廃棄物のチェックの強化等、容器包装廃棄物以外の廃棄物の混入を回避するための措置を講じる必要がある。

検討課題

本年2月の意見具申を踏まえて改正された、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(廃棄物処理法基本方針)において示された「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との国の方針に沿って、一般廃棄物の有料化について一層推進していくことが必要ではないか(資料3の2)。

容器包装廃棄物の排出抑制を推進する観点から、家庭ごみの有料化に併せ容器包装廃棄物についても有料化すべきではないかとの意見があるが、一般ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ等)と同額で容器包装廃棄物の有料化を導入するとした場合は、消費者が容器包装廃棄物の分別排出を進めるインセンティブが失われるのではないかと。したがって、容器包装廃棄物の分別排出の推進を図る観点からの配慮として、容器包装廃棄物については他の家庭ごみよりも低い額に設定することが必要ではないか。

また、容器包装廃棄物の分別排出の推進を図る観点から、家庭ごみの有料化を導入する際に容器包装廃棄物を無料にするとした場合には、容器包装廃棄物の方に異物混入が増加するのではないかと懸念がある。このような異物混入を防止する等の観点から、例えばコンテナやネットにより容器包装廃棄物の分別収集が行われている場合があるが、容器包装廃棄物を有料化するとすればどのようにして手数料を徴収するのか。このような場合には、手数料の徴収が難しいのではないか。

これらの容器包装廃棄物の有料化の必要性については、各市町村が、廃棄物処理法基本方針に沿って一般廃棄物の有料化を検討する中で、住民の分別排出に対する意識、実施されている分別収集の方法等を勘案して、個別に判断すべきものではないか。

【参考】

容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針

三 容器包装廃棄物の分別収集に積極的に取り組むべき地域に関する事項及び容器包装廃棄物の分別収集の促進のための方策に関する事項

市町村は、住民が容器包装廃棄物を適正に分別排出することを促進するため、分別排出の基準の設定及びその周知を行い、住民に対する意識啓発に努めるほか、次の方策についても検討を行うことが望まれる。

1 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、手数料を徴収する場合において市町村が定める分別排出の基準に従い適正に分別して排出される容器包装廃棄物以外の一般廃棄物の排出量を勘案する等容器包装廃棄物を排出する者が当該基準に従い容器包装廃棄物を適正に分別して排出することを促進するために必要な措置を講ずること。

2 (略)

(3) 市町村によるリターナブル瓶の分別収集の推進

現状・問題点

リターナブル瓶は、現在、小売店を中心に回収されているが、分別基準適合物に位置付けられていないことから、市町村による分別収集は十分進んでいない状況にある。

対応の方向

従来の小売店によるリターナブル瓶の回収システムを維持・強化しつつ、リターナブル瓶を分別基準適合物に位置付けることにより、市町村によるリターナブル瓶の分別収集の促進を図ることが有効と考えられる。

市町村によるリターナブル瓶の分別収集・選別保管を促進するため、市町村に対し何らかの経済的インセンティブを付与する仕組みが有効と考えられる。

一方、自治体によるリターナブル瓶の回収に当たっては、これまでの小売店による店頭回収システムに悪影響を及ぼさないように配慮する必要がある。

検討課題

リターナブルびんの回収ルートについては、従来の小売店によるリターナブルびんの回収システムを基本としつつ、これの補完的な措置として、市町村によるリターナブルびんの分別収集の活用を図るべきではないか。

市町村によるリターナブルびんの分別収集の促進を図るための措置としては、任意に取り組んでいる現状に対し、その取組の法的位置付けを明確にするために、リターナブルびんに関して分別基準を設けることが有効ではないか。

市町村において分別収集を促進すべきリターナブルびんは、どのようなものとするのが適当か。

- ・ ビールびんや一升びん等、現在容器包装リサイクル法第18条の規定に基づく事業者による自主回収の認定を受けている容器については、小売店による回収システムが機能しており、市町村による回収により自主回収率が低下するおそれがあることから、対象とはせずに事業者による自主回収にゆだねるべきではないか。
- ・ 流通量の多い一定容量のびんについては、現状ではリターナブルびんの流通量は少なく回収システムが確立されていないが、市町村による分別収集を活用することにより、リターナブルびんの回収量が増加して当該事業者のコストが低下する可能性があることから、ワンウェイびんからリターナブルびんへの移行が進み、リターナブルびんの流通量の増加が期待されるのではないか。これらの分別基準の対象とするリターナブルびんは、対象を特定して市町村や消費者が対象容器であることを容易に判別することができるようにするため、「Rマークびん」等の共

通規格びんを国が指定してはどうか（資料3の3）。

リターナブルびんの分別収集を実施する市町村に対しては、リターナブルびんの分別収集量に応じた何らかの経済的インセンティブを付与する必要があるのではないか。

市町村によるリターナブルびんの分別収集を促進することについて、制度的な措置を講ずる前に、まずはモデル的な事業の実施によりその実現可能性を検証することが適当か。

(4) 公的施設等におけるリターナブル容器の導入促進

現状・問題点

リターナブル容器（リユースカップ等）の活用は、いまだ社会に十分浸透しておらず、リユースカップの性能向上やコストダウンが十分進んでいない状況にある。

対応の方向

リターナブル容器の利用と回収が合理的に行える大型施設（スタジアム・オフィス等）や、国・地方自治体の庁舎、公的施設等において、率先してリターナブル容器を導入することが有効である。

検討課題

容器包装廃棄物の再使用に関して国民一人ひとりの取組を促すため、リターナブル容器の利用と回収が合理的に行える大型施設（スタジアム・オフィス等）や、国・地方自治体の庁舎、公的施設等において、率先してリユースカップ等のリターナブル容器を導入すべきではないか。こうした取組によって、容器包装廃棄物の再使用の推進が図られるだけでなく、使い捨てのライフスタイルの見直しや環境問題への意識向上等の効果が期待されるのではないか。

このため、地方自治体や事業者によるリターナブル容器の導入事例を収集し、その効果の検証を行うとともに、先進的な取組を広く紹介することにより全国に展開していくことが必要ではないか。

(5) レジ袋等無料配布される容器包装に対する対策

現状・問題点

レジ袋等が、プラスチック製容器包装全体に占める割合は大きく（資料3の4）、レジ袋等の安易な配布・使用を抑制し、消費者による買い物袋の持参を促進することが喫緊の課題である。

対応の方向

例えば、スーパー等の小売店において無料配布しているレジ袋等に対して、無料配布を禁止する措置（法的措置、自主協定の締結等）を講じることにより、買い物袋の持参を促進することが必要である。

なお、現行法では、レジ袋等有料化されると、法の対象外になることから、レジ袋のリサイクルが引き続き確実に実施されるような措置を検討することが必要である。

検討課題

消費者による買い物袋の持参を促進するためには、スーパーマーケット等の小売店において無料配布しているレジ袋等に対して、何らかの措置を講じることが有効ではないか。

レジ袋等に係る措置としては、どのような措置が効果的であるか（法的措置、自主協定の締結等（資料3の5））。

対象とすべきレジ袋等は、どのような範囲のものであるべきか（業態としては、スーパーマーケットのほか、コンビニエンスストア、百貨店等も含めるべきか。また、袋の種類としては、いわゆるレジ袋だけでなく、その他の小売店で無料配布されるプラスチック製又は紙製の手提げ袋等も対象とすべきか）。

レジ袋等の有料化により小売店が得た収入の用途について、どのように考えるべきか（小売店の裁量にゆだねるか、環境保全対策への使用を何らかの形で求めるか等）。

レジ袋等有料化された場合にも、容器包装リサイクル法の対象とする等、レジ袋等の製造・利用事業者によりレジ袋等のリサイクルが引き続き確実に実施されるような措置を講じることが必要ではないか。

地域の小規模な小売店等については、地方公共団体との自主協定なども活用してレジ袋等の発生抑制を図ることが有効ではないか。

(6) デポジット制度の活用

現状・問題点

リターナブル容器の活用はいまだ十分ではなく、経済的手法なども活用して、再使用を推進すること、例えば、飲料容器等にデポジット制を導入し、ワンウェイ容器にリターナブル容器よりも高額のデポジットを上乘せし、ワンウェイ容器の発生抑制及びリターナブル瓶の回収促進を図ることが有効との意見もあった。

対応の方向

デポジット制度を導入した場合、容器の収集体制については、現行の市町村によるステーション回収から店頭回収へと大きく転換されることとなり、回収率等に大きな影響が生じる可能性があること、また、デポジット制度に係る回収コスト（小売店における回収負担増、保管場所の確保等）が大きいこと等から、全国一律にデポジット制度を導入することは難しいと考えられる。

一方、既に一部実施されているが、サッカースタジアム等におけるリユースカップ使用に対するデポジットの活用等、地域・対象等を限定したデポジット制度の活用については、ある程度の効果を発揮すると考えられる。

検討課題

中間取りまとめで示されているように、現状においては全国一律にデポジット制度を導入することは難しいと考えられるが、サッカースタジアムやイベント等におけるリユースカップ使用に対するデポジットの活用等、地域・対象等を限定したデポジット制度については、課題もあるが、容器包装廃棄物の再使用の推進、散乱容器問題の解決、体験学習効果など一定の効果が期待されるのではないかと。

こうした地域・対象等を限定したデポジット制度の実施に当たっては、地方自治体、事業者、NPO等による地域や施設の特性を生かした先進的事例について十分検証し、モデル的な事業を全国に広げていくことが必要ではないかと。

(7) 発生抑制・再使用に係る業界ごとの指針の策定や達成状況の報告・公表等による事業者の自主的取組の促進

現状・問題点

特定事業者による自主的な取組は進みつつあるが、業界ごとや企業ごとの対策の進捗に差があるため、対策が十分進んでいない業界・企業における取組を促進するための対策が必要である。

対応の方向

特定事業者による発生抑制・再使用に係る自主的取組をより促進するため、例えば、主務大臣が、特定事業者の業種ごとに、それぞれの業種の実態を十分踏まえながら、容器包装廃棄物の発生抑制及び再使用に係る指針（対策が十分進んでいない事業者に対し、対策が比較的進んでいる事業者レベルの対策を促すための指針）を策定し、目標の達成状況を報告させるとともに、これを公表し、併せて、必要に応じて指導・助言等を行う仕組みを構築する等の施策が必要である。

この場合、事業者による目標の達成状況に係る情報の公表により、消費者が製品等を選択する際の判断材料として当該情報を活用する等の効果も期待できる。

検討課題

環境負荷低減の観点から、発生抑制・再使用等に係る対策が十分進んでいない業界・企業に対し、先行的な業界・企業の対策を普及させ、特定事業者の自主的な取組の裾野を広げていくためには、特定事業者が漏れなく取組に参加するよう、法的な枠組みの下で自主的な取組の促進を図ることが必要ではないか。具体的には、以下のような措置を講じることが有効ではないか。

- ・ 容器包装の発生抑制・再使用等に係る指針を主務大臣が策定
- ・ 事業者に対する指導・助言、発生抑制・再使用等が著しく不十分な一定量以上の容器包装を製造又は利用する事業者に対する勧告・公表・命令、罰則等の実施
- ・ 一定量以上の容器包装を製造又は利用する事業者に対する、指針に照らした発生抑制・再使用等のために必要な措置の実施に係る計画の策定及び発生抑制・再使用等に係る取組の実施状況に係る報告の義務付け

指針にどのような事項を盛り込むべきか。

- ・ 定量的な目標
- ・ 自らの努力による定量的な効果の把握・公表（把握・公表すべき事項）
- ・ 事業者が取り組むべき具体的な措置 等

(8) 特定事業者の自主的取組に係る優遇措置の創設

現状・問題点

特定事業者による自主的な取組は進みつつあるが、特に先進的な取組を行っている優良な事業者に対し、優遇措置を講じること等により一層の自主的取組を促すことが重要である。

対応の方向

特定事業者による自主的取組のうち、発生抑制・再使用の促進のため特に有効かつ先進的な製品やサービス等について、優良性の認定等の優遇措置を講じることが有効である。

検討課題

特定事業者による自主的な取組をより一層促すためには、自主的取組のうち、発生抑制・再使用の促進のため特に有効かつ先進的な製品やサービス等について、優良性の認定等の優遇措置を講じることが有効ではないか。

(優遇措置として考えられる例)

- ・ 容器包装の3Rを推進するための先進的な取組を行っていて、取組による効果(例えば、レジ袋の削減に向けた取組とその実績(削減量等)、顧客のマイバッグ持参率、白色トレイ等の店頭回収量等)が顕著な小売店の認定等
- ・ 3Rに配慮した画期的な製品設計・素材選択等について、当該技術を用いた容器包装及び当該容器包装を利用した製品を製造・販売している特定事業者の認定等

特定事業者による優良な自主的取組を他へ波及させるためにはどのような措置が考えられるか。

(波及させるための措置として考えられる例)

- ・ 優良性の認定や基準に適合した特定事業者や製品に対しては、証明書・適合標章の交付、大臣表彰等を行うとともに、環境省、関係機関等のホームページにより広く周知する。
- ・ 認定制度の普及促進の一環として、適合標章のデザインを広く一般公募し、応募作品の中から選定する。

(9) 事業者における自主協定締結の推進

現状・問題点

コーヒーショップ、ファストフード店等において使用されているワンウェイ容器が徐々にリターナブル容器に切り替わる等、環境保全に向けた自主的な取組が進んでいるが、このような動きを加速させることが必要である。

対応の方向

コーヒーショップ、ファストフード店等におけるリターナブル容器の使用等、発生抑制・再使用につながる取組を推進するため、当該業界団体内の事業者間、又は業界団体（各事業者）と地方公共団体・国等との自主協定の締結を促進することが有効である。

検討課題

波及性及び啓発性の観点から、全国規模で展開しているコーヒーショップ、ファストフード店等と地方公共団体・国との間の自主協定の締結を促進することが有効ではないか（資料3の6）。

自主協定の実効性を確保するため、定量的な取組の目標の設定、定期的な取組状況の確認等を行うことが必要ではないか。

自主協定を締結した事業者の取組を促進するため、自主協定の内容や取組状況について地方公共団体や国が積極的に広報を行うことが有効ではないか。

(10) 自主回収認定基準の弾力的な運用

現状・問題点

特定事業者による自主回収を促進するために、容器包装リサイクル法（以下「法」という。）第18条において、事業者の自主回収の認定に係る規定がある（資料3の7）が、認定の要件としておおむね90%（運用上は80%まで緩和）という厳しい回収率が定められていることから、これを緩和することにより、柔軟な運用をすべきではないかとの要望がある。

対応の方向

特定事業者による自主回収を促進するため、法第18条に規定する自主回収認定に係る要件（現行おおむね90%）について、段階的な達成についても認定する等、柔軟な運用を行うことが有効である。

検討課題

法第18条に規定する自主回収認定に係る柔軟な運用としては、どのような措置が考えられるか（認定要件の単純引下げや、一定期間内に80%又は90%の自主回収率を達成することを前提とした段階的な要件の設定等）。

仮に認定要件を単純に引き下げた場合、回収されないで自治体回収に回るリターナブル容器相当量の再商品化費用について、市町村負担となることをどのように考えるか。また、仮に段階的な達成に係る認定を検討する場合、どのような業種・業態の事業者が、認定を受ける候補となるのか。

いずれにせよ、自主回収認定に係る要件の緩和については、特定事業者に回収されない容器包装廃棄物の再商品化に関する負担は市町村が負うことになることも留意し、特定事業者による自主回収の促進に効果があると確実に見込める場合に実施すべきではないか。